

第2次住居表示整備事業きまる

大町以西

3月1日から新住所に

- 私たちが今まで使用している住所をわかりやすくするために、国では「住居表示」を実施する法律を制定しています。
- 本市では、第1次新住居表示として昭和40年7月20日から御成町、有浦地区を新住所に切り替えしております。そのごとく、第2次事業として大町以西の準備を進めてきましたが、この作業も終え、2月23日に告示され、3月1日から別図のように新しい町名と町区域になることにきました。
- この新住居表示の実施によって、この地域は御成町地区同様、現住所がまったく変わり、この地区への郵便は新住所を用いることになります。
- なお、調査もれのため、住居に番号がつけられなかった方がおりましたら至急、市役所にお届け願います。
- 以下、新住居表示の内容について説明いたします。

◆町名はわかりやすく

町区域を合理化し、適正な町区域をつくるとともに、町名もできるだけ従来の名称を尊重して読みやすいものとしましたが、一部にはまったく新しい町名も生まれました。

◆街区符号

町割された新しい町区域の中をさらに道路、その他恒久的な施設を境にして、いくつかの街区(ブロック)にわけて一定の基準により順序よく一連の番号をつけます。

この番号を街区符号といいます。

◆住居番号

この分けられた街区をとりまく道路との区画線を10メートル間隔で区切って、右まわりに一連の番号をつけています。そして、この街区の中の家から道路へ出るとき、必ずこの道路との区画線を通りますので、この区画線につ

いている番号(基礎番号)を取って、あなたの住居番号とします。

◆新住所の表わし方

それであなたの住所は町名と街区符号を用いて

大館市〇〇町 ○ 番
(町名) (街区符号)
○ 号 となります
(住居番号)

◆表示板の掲示

市では、一般の人々に見てすぐわかるように各町の要所要所に町名と街区符号を記載した街区表示板をとりつけます。

また、家屋の見やすいところには、住居番号(ハウス、ナンバー)をとりつけ、訪問者が目的の建物や人をさがすのに苦労することないようにします。



◆無料ハガキの利用は早目に

新住居表示の通知とともに各世帯にハガキ20枚を送付しておりますので、住所が変わったことを早めに知人や取引先に連絡してください。

◆証明書の交付……無料

運転免許証、酒、タバコ、小売店等の住所変更に必要であるものについては、その証明書を総務課庶務係で発行します。

◆家屋を新築されたとき

新住居表示による住居番号をきめなければならぬので、実施区域内に新築された場合は、すぐ市役所にお知らせ願います。

市では、さっそく係員を派遣し、新住所をきめます。

◆各種公簿の住所変更

住民票、戸籍の付表、印鑑簿等は、市民課で書き替えしております。

ただし、選挙人名簿、納税通知書について一部旧住所のままで配付になる場合もありますが、これも早急に書き替えすることになっておりますのでご了承願います。

